

はじめに

本日は、2022年に出版した『部落差別解消への展望』、そして一昨年に出版した『子どもの人権を尊重するって、どうするの?』という2冊の本をベースに、その後に気づいた最新の知見を交えてお話しいたします。テーマは全部で5点ありますが、限られた時間ですので、「ここだけは絶対に聞いていただきたい」ということを中心にお伝えしていきます。

1. 「人権問題に関する教職員意識調査」から人権学習の課題を見つけよう！

最初に取り上げたいのが、三重県で2021年に実施された「人権問題に関する教職員意識調査」です。この結果から、子どもたちの課題というよりも、人権学習を進めていく私たち教職員側の課題が見えてきました。

まず、子どもに関することとして、「子どもの権利条約」に関する認知度に課題があることがわかりました。さらに、いじめ、ヘイトスピーチ、女性差別撤廃条約など、他のテーマについても「名前は知っているが、子どもたちに教える自信まではない」という厳しい現状が見えてきました。

次に、人権や差別に対する考え方についてです。「思いやりや優しさをみんなが持てば、人権問題は解決すると思うか」という問いに対し、多くの方が肯定的な回答をされています。しかし、本当にそれだけで差別の問題は解決するのでしょうか。例えば、親が我が子に対して「あなたのためを思って言うけれど、あそこの子とは仲良くしないほうがいいよ」と言うケースがあります。親なりの優しさから出た言葉であっても、それが結果として差別を助長し、固定化させることになりかねないのです。

もう一点、気になったのは、「権利ばかり主張して、我慢することのできない者が増えている」という項目に半分弱の方が肯定的である点です。いじめや虐待を受けている子どもに、それでも「我慢せよ」と言うべきなのでしょうか。日本では古くから「我慢強さ」が美德とされてきましたが、人権を語る上で権利と我慢を天秤にかけるといった見方には疑問が残ります。時には「古くからの道徳の教え」と「人権学習」が相容れない局面もあるということを、私たちは押さえておく必要があります。

続いて、多様性に関する考え方です。「日本の学校に通う外国人の子どもに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障すべきだ」という考え方に肯定的な方はいるものの、多くの方は否定的な回答をされています。近年、外国籍の子どもたちは増えていますが、「日本に来たのだから日本語を完璧にし、日本の文化に馴染むべきだ」という同化の押し付けは間違いです。多様性を尊重するとは「違いを認めること」であり、それぞれの言語やルーツ、文化をこの日本社会の中でも尊重していくべきだと考えています。また、議会で女性議員の割合が低い現状(日本はまだ 20%未満)をあまり問題視していない方が一定数いることも、ジェンダー平等の視点から強く懸念される点です。

さらに、部落差別についての現状認識です。驚くべきことに、「今はもうほとんど差別はない」「わからない」と答えた教職員が一定数います。この認識のまま、実際の授業でどのように子どもたちに教えていくのか非常に不安です。また、「自分の子どもが同和地区出身の方、障がいのある方、外国籍の方と結婚したいと言ったらどうするか」「住宅を購入する際、近くに同和地区や福祉施設がある場合に避けるか」という問いに対し、「迷いがある」と答えた方もいます。この「迷い」の根底には、根深く残る差別意識があると言わざるを得ません。個人の思想信条に踏み込んで「差別意識を 100%なくせ」と強制することはできませんが、「自分の中にそういう意識がある」と自覚した上で、それを態度や行動には絶対に

表さないでほしいと強く願っています。

また、年齢ごとに授業経験をグラフ化したデータを見ると、20代や30代の若い世代の中には、人権課題に関する授業を一度も経験したことがないという方もいます。しかし、子どもたちにとっては教員のキャリアは関係ありません。等しく質の高い人権教育を保障するために、世代を超えて教職員同士が共に学び合い、経験豊かな教員の知見を若い世代へどのように継承していくかが、今後の重要な鍵となります。

調査の中で、子どもたちに身につけさせている資質として「多様性への肯定的態度」や「自己肯定感」を挙げる教職員は7～8割と断トツで高いですが、これらを「具体的にどうすれば身につけられるのか」というプロセスについては現場でも明確に見えていません。このことについては後半の3、4、5でお話しします。一方で、子どもたちに「人権侵害を受けている人を支援しようとする意欲や態度」を求める割合はそれほど多くありませんでした。子どもたちに「差別に立ち向かう行動力」を求めるのであれば、まずは私たちおとなの意識や態度が問われているのではないのでしょうか。

「人権教育を推進する」とは具体的にどういうことか、一番最後にお話ししますが、「人権教育の推進」を具体化するための学校づくりにおいて、多くの教職員が「時間的な余裕がない」と答え、「適切な人的配置がない」「適切な教材がない」といった様々な不足が挙げられています。これらの課題が解決するかどうかは、学校教育全体において「人権教育」の優先順位がどれほど高く位置付けられているかによって左右されるのではないのでしょうか。これは個々の学校だけでなく、文部科学省がカリキュラムや教員への手当、研修の保障などをどう位置付けるかという、国全体の見直しの問題でもあります。

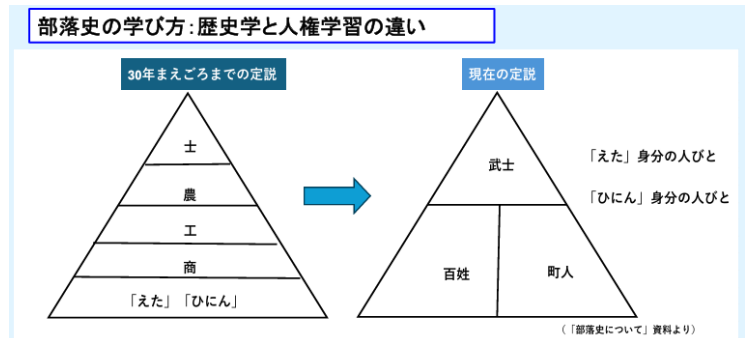


2. 部落問題学習を担う教職員の課題

こうした結果を踏まえ、特に「部落問題学習」に焦点を当ててデータを分析してみると、教えた経験がない教員や、現状認識が薄く教材を活用した学習に「自信がない」と答えた教員が数人に1人おり、さらに時間のない中で、私たちは子どもたちに何を伝えるべきなのでしょう。

私は、部落問題学習の一番のねらいとは、「今もなお部落差別が存在することを前提に、それをなくすために何ができるか、子どもたちが共に考え、共に行動する力を培うこと」だと捉えています。日常的に差別を見かける機会は減ったかもしれませんが、結婚差別や住宅購入時の忌避、インターネット上の悪質な差別書き込みや地名の無断公開は後を絶たず、各地で裁判が起こされています。これが今も続く部落差別の実態です。

1965年の同和対策審議会答申から60年以上が経過した今も、なぜ差別がなくならないのでしょうか。県教育委員会からいただいた研修資料の中に、教科書の記述をもとに部落史を考える図がありました。図の左側の三角形のように、かつては身分制度として「士農工商」の下に「えた・ひにん」と教えられてきましたが、現在の定説では、武士を頂点とし、百姓・町人が並び、「えた・ひにん」はその枠組みの外に排除されていたと説明されています。しかし、この図の右側の三角形では、完全にグループの外側に押し出されており、「あなたたちは仲間ではない」という強いメッセージになってしまっています。これが「排除」という歴史的実態を表しているという点において、非常に重い問題だと感じます。



県教育委員会発行「部落史について 教科書記述をもとに考えよう」より

人権学習においては、歴史的事実をなぞるだけで終わってはいけないと私は強く思うのです。歴史的な事実に触れたとき、私たちは人権の視点からしっかりと「批判的なコメント」を加える必要があります。部落差別とは、その時々権力者が自らの都合や利益のために歴史的に作り出し、存続させてきたものです。いつの時代も、差別される側の人々には差別されるような理由は一切ありません。したがって、身分制度を歴史的事実として教えるだけでなく、人権の視点に立ち、「このような不当な制度そのものが間違っていたのだ」と明確に否定することが極めて重要です。

解放令による差別解消の取組は、従来のグループに排除されていた人々をただ「加える」だけで終わってしまったため、既存のグループの人々から強い反発が生まれ、忌避や排除の意識が存続することになりました。そして、「あの人たちは自分たちとは違う」という間違った差別意識が、何世代にもわたって修正されることなく引き継がれてきてしまいました。この歪んだ意識そのものを根本から訂正しない限り、部落問題の本質的な解消には至りません。

これからの人権学習は、まず「差別されてきた人々の不当に傷つけられた名誉（理不尽さ）を回復すること」からスタートすべきです。不当なレッテルを貼られて排除されてきた人々に非はなく、彼らが過酷な状況に置かれ続けたのは政治が間違っていたからです。歴史の転換期において、国として公式に謝罪し、「あなた方は何も差別されるべき存在ではない」と明確に示すべきだったのです。その上で、「いかなる人にも差別されない権利がある」という人権の原則をしっかりと押さえることこそが、本来のスタートラインです。

したがって、差別とは決して「差別される人」の問題ではなく、「差別する人」の問題です。社会学の視点から定義する「差別」とは、ある社会の中で優位な立場にいる人々が、自分たちに都合のよい社会的カテゴリ（境界線）を用いて、自分たちに属さない人々を忌避・排除・蔑視し、不当な扱いをすることです。なぜ優位な人々は差別をするのか。それは、差別をすることによって経済的な利益、支配欲の充足、あるいは特定の誰かを排除することで自分たちの不安を軽減したり、集団の結束を高めたりする「利益」や「恩恵」を得られるからです。

もう一つ重要なのは、国などの「全体社会」がその差別の存在を容認し、放置しているという点です。現在の日本社会において、差別は明確な犯罪行為や人権侵害として法律で罰せられる仕組みになっておらず、見て見ぬふりをされています。差別をした人をただ啓発して改心させようとしたり、差別された

人を救済したりするだけでは、本当の意味で差別はなくならないのではないのでしょうか。私は、差別行為は人権侵害であり、法律によって厳格に罰するべき犯罪行為とみなすべきだと考えています。

これまでの部落問題学習で「今も差別があること」「歴史」「現状」を学び、「差別は差別する側の問題だ」という認識を広げてきました。これは大きな効果を上げた一方で、「学べば学ぶほど、部落差別の解消は難しい」という悲観的な考えを持ち、排除意識や忌避意識へと繋がっている実態も明らかになりました。私がこれまで関わった様々な市民意識調査のデータを分析すると、親や親せき、友人など「自分の信頼する誰か」から差別意識を刷り込まれ、それを自ら受け入れている人々において排除意識や忌避意識が認められました。私はこれを「部落差別の社会化」と呼んでいます。

部落差別をなくすためには、これまでの学習内容を見直し、子どもたちが実際の行動に移せる内容になっていかを再検証せねばなりません。何より大切なのは、おとなが子どもたちに差別を助長する言葉を吹き込むことを完全にストップさせることです。さらに、周囲で偏見を口にする人がいた時に「それはおかしい」と反発できる意識を育むことが必要です。そのためには、子どもが人権を尊重されながら育つことが重要です。また、実際に地域の人との関わりを持った経験がないまま、根拠のない偏見によって被差別部落にマイナスの印象を持つ人が多いことから、被差別部落出身の人々と交流し、お互いを理解し合うことも極めて重要です。

そして「差別をなくすのは難しい」と諦めている人々には、「差別は必ず解決できる」という「希望」を伝える必要があります。人間が作り出してきた差別なら、人間の知恵と力で必ずなくせるはずです。これからは「どうすればなくせるか」を、みんなで一緒に考え知恵を出し合うワークが必要です。全員が当事者として解決のアイデアを紡いでいくことこそが、新しい展望です。

さらに、これからの時代は「校区全体、地域全体が誰もが住みよい場所に変わっていくこと」が必要です。行政に丸投げするのではなく、住民や子どもたちも巻き込み、かつて同和地区と呼ばれた場所に「あそこに住みたい、行ってみたい」と誰もが思えるような魅力的なまちづくりを進めていくことです。

また、部落差別、外国人差別、女性差別等の根底は繋がっています。特定の差別を行う人は他の差別にも加担しやすく、逆に差別をしない人とは日頃から多様性を尊重している人です。つまり、部落差別の解消に取り組むことは、ジェンダー平等を実現し、あらゆる人の多様性が尊重される社会を築くことと完全に同義なのです。

これからの部落問題学習の目的は、「すべての子どもたちが部落差別の加害者にならないようにすること」であり、同時に「すべての子どもに差別されない権利がある」ということを深く理解してもらうことです。これは、かつての「差別に負けずに乗り越えよう」という指導からの大きな方向転換を意味します。人間は誰もがそんなに強くなれるわけではありません。差別に傷つき、逃げ出したくなるのは人間として当然の弱さです。それゆえに、本人の強さに頼るのではなく、すべての人に等しく備わっている「差別されない権利」を、自分を守る確かな鎧として子どもたちに渡してあげたいのです。実際の授業では、子どもたちが「差別をなくすために自分にできること」を共に考え、差別をする人に対して「みんなで NO」と言える集団の力を育てていきましょう。人権学習とは、本来「差別に立ち向かう姿は最高にかっこいいんだ」と思えるような、わくわくするような楽しい時間であってほしいと願っています。



3. 子どもの人権を尊重するとは？

そもそも、人権とは「みんなで仲良くしましょう」という心の持ちようをさすものではありません。人権と道徳は別です。国家がすべての人に保障するものです。人権は、人が生きる上で不可欠な「安心・自信・自由」、そしてこれらが等しく保障される「平等」から成り立っています。そして、人権には何かの義務を果たすべきであるという条件は伴いません。唯一の制限は、「他人の人権を侵害してはならない」という点だけです。

みなさんは、自分の人権を尊重していますか？この自己評価表で「はい」をいくつ、つけられますか？子どもにも人権尊重を願うおとなが、自分自身の尊厳を大切にできていなければ、その言葉は嘘っぽくなってしまいます。

残念ながら、今の日本のおとなの多くは、自分自身が人権を十分に尊重されない環境で育ってきたため、まずは私たちおとなが自分自身を育てる「自分育て」から始める必要があります。育てるということは、目の前の子どもをコントロールすることではなく、自分自身を抑圧から解放し、他者との繋がりを広げていく営みそのものです。そのため、私は「子育て」や「教育」という言葉ではなく、おとなと子どもが互いに学び合い、成長し合う「育ち合い」をめざすべきだと考えています。「頑張らなくても、今のあなたのままでいいんだよ」というメッセージを、周りのおとなが絶えず発信し続けることです。そうしたら、自ら命を落とす子どもも減るのではないかと、自分のことを大事だと思えるのではないかと、人をいじめたいと思わないのではないかと考えています。

学校教育の弊害として「間違えることは恥ずかしい」という意識がありますが、学校とは本来、たくさん間違えても許される場所です。「いっぱい間違えていいんだよ。世の中には、答えが1つとは限らないものもたくさんあるよ。一緒に正しい答えを見つけていこう」という姿勢が学びだと思っています。

子どもの人権を尊重するおとなの役割を示す時に使う言葉に「Nothing about us without us（子どもに関係あることを子ども抜きで決めるな）」というものがあります。子どもの人生に関わるすべての決定において必ず子どもの意見を聴き、当事者として尊重すること、そして、子どもたちが自分の夢を見つける支援をし、その実現を全力で後押しすることこそが、私たちおとなの本来の役割です。

最後に、教育現場における「自立」の定義を今一度見直したいと考えています。「自立」の意味も時代

◎自己評価表－「はい」はいくつありますか。

- Q 1 自分は、恵まれた生活をしていると思いますか
- Q 2 自分には、得意なことがあると思いますか
- Q 3 自分にたいして自信をもっていますか
- Q 4 自分の長所も短所も含めて、自分のことが好きですか
- Q 5 どんな時でも自分を受け入れてくれる人がいますか
- Q 6 自分は、この世の中でかけがえのない存在だと思いますか
- Q 7 自分を心から愛してくれている人がいますか
- Q 8 自分が心から愛している人はいますか
- Q 9 自分自身に誇りをもっていますか
- Q 10 これからの人生でやりたいことがありますか
(あるいは、今、やりたいことができていますか？)

とともに変わります。21 世紀の共生社会における自立とは、誰にも頼らず一人で生きることではなく、むしろ「人とつながることができる力」「人に頼ることができる力」「人を愛することができる力」です。自立している人とは、周りに困っている人がいたら「困っていることがあったら言ってね、力になるよ」と声かけできるだけでなく、自分が困った時に「今ちょっと辛いから助けて」と周囲に手を伸ばせる人のことです。子どもたちが「困った時は『助けて』と言っていいんだよ、それが自立なんだよ」と理解できたら、世界に羽ばたいていくことができます。

4. 子どもたちが差別行為を学ばない社会をめざす

しかし、子どもたちを取り巻く社会の現実、成績や偏差値で分けられる学校、こんな状況が実は「差別を放置・許容する感性」へと繋がっているのではないかと危惧しています。今、私たちに最も求められているのは、子どもたちを「差別者にしない」ことです。同時に、だれひとり「被差別者にもしない」ことです。人権学習は、子どもたちが未来の差別者にならないための学習であり、「差別されない権利」を学ぶ学習です。

今、目の前の子どもたちがおとなになるまでに加害者にならない教育を徹底すれば、10 年後の社会の差別意識は確実に弱まるに違いありません。

*** 大人が子どもに差別することを教えている！**

- Q1 子どもたちを差別していないか？ → **子ども差別**
Q2 子どもたちに差別することを教えていないか？
Q3 子どもたちが差別者になる環境を放置していないか？

- ・生まれながらに差別意識をもって生まれてくる子どもはいない
- ・人はだれでも、差別することを学習して人を差別するようになる
→ **差別は学習される**
- ・だれかが差別することを教えている

*** 人を差別する子が作られる → 差別される子が作られる！**

*** 人権学習は、子どもたちが未来の差別者にならないための学習**

*** 人権学習は、子どもたちが「差別されない権利」を学ぶ学習**

5. 三重県・地域ぐるみで、子どもの人権尊重をめざす

そのため、学校だけでなく地域ぐるみの取組が不可欠であるため、学校をプラットフォームとして開放し、住民を巻き込んだタウンミーティングなどを重ねていくことが大切です。

三重県の子ども条例第3条には「子どもの意見の尊重、最善の利益の考慮」が謳われていますが、それを実行すべき主語はおとなです。そこで、三重県で「子どもの人権尊重度を測る物差し(指標)」を独自に作ってみてはいかがでしょうか。「自分のことが好きだと思える子どもの比率」「愛されていると実感できている子どもの比率」などを数値化し、定期的に追跡していくのです。子どもの人権尊重度を可視化し、それを高めていく取組こそが、結果としてあらゆる差別の解消に直結していくはずです。

日本の公教育における大きな矛盾は、学校現場でこれほど人権教育が期待されているにもかかわらず、カリキュラムにおいて「人権」という教科が明確に位置づけられておらず、大学の教職課程においても必修科目になっていないという事実です。多くの先生方が、手探りで授業を担当せざるを得ないのが最大の構造的課題です。したがって、先生方が「自信がない」と感じられるのは当然のことなのです。無理に完璧な指導者になろうとする必要はありません。「子どもと一緒に学ぶ」「人権意識を高めたい」「先生もまだ勉強中だ、一緒に学ぼう」と等身大の姿で向き合うことから始めれば良いのです。

同時に、子どもたちの自己肯定感を育むためには、まず「教師自身の自己肯定感」や人権、労働環境が適切に保障されていなければなりません。

私の考える「人権教育を推進する」ということの結論は、学校生活全体を「人権尊重の環境(居場所)」

へと変えていくことです。それは特定の授業時間だけの問題ではなく、学校全体がおとなにとっても子どもにとっても「安心できる快適な居場所」であり、意欲を高められるか、だれのどんな意見も真摯に聴いてもらえる人間関係が構築されているかを問い続けることだと考えています。

私たちおとなが、そしてこの三重県が、未来への希望として子どもの人権を最優先に尊重し、共に学び合い、育ち合う社会を築いていけるよう、皆様と共に私も歩んでいきたいと考えております。本日は誠にありがとうございました。